情 審 通 第 ※ ※ 号 平成 2 0 年 1 月※※日

総務大臣 増田 寛也 殿

情報通信審議会 会長 庄山 悦彦 印

答 申 書

平成19年8月31日付け諮問第1183号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

鳥取中央有線放送株式会社の再送信同意裁定申請については、別紙のとおり裁 定することが適当である。

以上

主 文

テレビせとうち株式会社は、以下に定めるところにより、同社のテレビジョン放送を鳥取中央有線放送株式会社が再送信することに同意しなければならない。

- 1 再送信することができるテレビジョン放送テレビせとうち株式会社岡山標準テレビジョン放送局の放送(デジタル放送を除く。)
- 2 再送信の業務を行うことができる区域 鳥取県東伯郡湯梨浜町、東伯郡北栄町及び東伯郡琴浦町の各全域
- 3 再送信の実施の方法

上記1のテレビジョン放送のすべての放送番組に変更を加えないで同時に 再送信するとともに、再送信に利用するチャンネルは一定のチャンネルとし、 空き時間であっても他の用途に使用しないこと。

理由

1 申請の概要

申請者は、旧株式会社ケーブルビジョン東ほうき及び旧東伯地区有線放送株式会社が合併した者であり、鳥取県東伯郡湯梨浜町、東伯郡北栄町及び東伯郡 琴浦町の各全域において有線テレビジョン放送を行っている者である。申請者の前身たる旧株式会社ケーブルビジョン東ほうきは平成7年4月に、また旧東伯地区有線放送株式会社は平成10年12月に、岡山県岡山市所在の放送事業者であるテレビせとうち株式会社(以下「TSC」という。)の放送の再送信を、同意を得て開始した。旧株式会社ケーブルビジョン東ほうきは平成10年3月31日まで、また旧東伯地区有線放送株式会社は平成11年11月30日まで再送信同意を得ていたところ、その後、申請者は、同意に関する協議を求めたが、協議が調わなかったとして、平成19年5月30日付けで本件申請を行った。

申請の概要は次のとおりである。

(1) 申請に係る再送信の概要

- ア 再送信しようとするテレビジョン放送 主文の1のとおり
- イ 再送信の業務を行おうとする区域 主文の2のとおり
- ウ 再送信の実施の方法 同時再送信による放送
- エ 希望する再送信の開始日 裁定あり次第速やかに

(2)協議の経過

申請者の前身たる旧株式会社ケーブルビジョン東ほうきは平成7年4月に、また旧東伯地区有線放送株式会社は平成10年12月に、TSCの放送の再送信を、同意を得て開始した。旧株式会社ケーブルビジョン東ほうきにあっては、平成10年4月1日以降、旧東伯地区有線放送株式会社にあっては、平成11年12月1日以降、再送信同意申請を行っても同意書を得られない状態が続いている。申請者は、今回、改めて再送信同意を得るべく、3回(平成19年3月8日、4月11日、5月15日)にわたり、TSCを訪問し、協議を重ねたが、同意を得るに至っていない。TSCからは継続協議の意向が示されたが、申請者は、このまま協議を重ねても5月中に合意に至るのは困難と認識し、大

臣裁定申請となった。

なお、TSCと申請者の意見の対立点は次のとおり。

意見の対立点	TSCの主張	申請者の主張
①県域放送制	・県域免許以外の視聴者からの苦情	·TSCの再送信は、視聴者から強い
度	に責任を持てない。(例:ポケモン事	要望がある。
	件)	・TSCの再送信は、都市部と地方の
	・放送法と有線テレビジョン放送法の	情報格差を是正するために必要であ
	間で放送エリアについて制度上の矛	る 。
	盾がある。	・申請者のエリア内で実際にアンテ
		ナ受信できる以上、再送信は認めら
		れるべき。
②著作権処理	・番組購入先から契約違反を問われ	・日本ケーブルテレビ連盟を窓口に
	る。	して、各権利団体と協議、調整、権
	・洋画やスポーツ中継などの著作権	利処理をしている。
	処理も問題である。	・新しいルールが出来ればそれに従
		う。
③CMスポン	・地域限定CM、プレゼント募集など	・視聴エリアの拡大は、スポンサーに
サー	でスポンサーによっては支障が出	とってもメリットがある。
	る。	・TSCにとっても営業上、プラスにな
		るのでは。
④災害情報、	・災害情報や緊急情報がエリア外に	・視聴者側が適正に判断するため、
政見広報など	流れると混乱を招く恐れがある。	混乱は起きない。
	・国政選挙の政見放送などで視聴者	・過去、災害情報などによりクレーム
	が混乱する。	を受けていない。
⑤大臣裁定制	・制定当時の有線テレビジョン放送	・TSCの主張は「放送事業者が再送
度	事業者に技術的な要件を定めたも	信同意を拒むことができる正当な理
	ので、現在の状況とは異なってい	由」(第104回国会衆議院逓信委員
	る。	会)に該当しない。
	・大臣裁定制度は一方的な制度。	・同意が得られないのであれば、現
		行法の範囲で対応せざるを得ない。
⑥協議の期間	・大分の大臣裁定の行方や長野の	・大分はデジタル波の申請であり、ア
	キ一局の動きを見て判断したい。	ナログ波については同意が出てい
	・引き続き協議をしていきたい。	る。
		・大分で「同意すべき」との裁定が下
		りたとしても、TSCから同意が得られ

る保障がない。
・5月中に同意の見込みが立たない
のであれば、協議を継続できない。

2 申請に係る放送事業者の意見の概要

TSCが、有線テレビジョン放送法(以下「法」という。)第13条第4項に基づき提出した意見書の概要は、次のとおりである。

(1) 法第13条第2項本文の同意をしない理由

ア 今回、再送信の同意をしない理由は、申請者がTSCに免許を与えられた放送区域外での再送信を希望しているためであり、区域外再送信についてはTSCの放送責任が負えないためである。

地域免許制度は、現在の地上放送制度の根幹をなすものと考える。地上放送事業者は免許を与えられた地域での放送を前提に報道、番組制作、CM放送などの放送サービスを実施しており、地域免許制度のもと、地上放送事業者は報道機関として様々な責任を負っている。いわゆるる国民保護法において、TSCは指定地方公共機関として放送エリアであるる山県、香川県において指定されており、区域外の県については指定のかられるであり、国政選挙等において、区域外での放送でのみ放送されるべきものであり、国政選挙等において、区域外での放送がの政見放送が回数を超えて放送されることにもつながるのではないかと考える。また、災害報道の面においてもTSCは放送区域内の地方自治体との連携を深め、その報道に努めているが、区域外の放送についてはでの範囲外であり対応はできない。TSCは社会的使命として、より地域に密着した放送サービスの実現に努めている。区域外での再送信の放送は地域密着というTSCの放送目的とは違うものである。

イ 有線テレビジョン放送事業者は区域外再送信を求める理由として、それぞれの事業者が①視聴者からの強い要望、②情報格差の是正を挙げているが、何をもって情報格差といっているのか。

現在、鳥取県、島根県には民間放送事業者が3局ある。5局ある県に 比べ情報格差があり、視聴者からの要望も強いと言っているが、テレビ 東京系列の番組で視聴要望が強いと思われるゴールデンタイムの番組は、 鳥取県、島根県で週21本中17本(81%)がテレビ東京から番組購 入され、地元民間放送事業者により放送されている。また、それ以外に も衛星放送のBSジャパンによって多くのテレビ東京系列の番組が放送 されており、鳥取県、島根県の視聴者は大半の番組を無料で視聴できる 環境にあり、有線テレビジョン放送事業者の再送信なしでは視聴者の要 望に応えられないとの主張は事実に反することになる。

逆に、当該地区で区域外再送信が広く認められた場合、地元民間放送 事業者はテレビ東京から番組購入をとりやめる可能性もあり、その場合、 有料の有線テレビジョン放送に加入していない多くの視聴者はその視聴 機会を奪われることになる。

ウ 現在、区域外再送信の著作権処理については有線テレビジョン放送事業者の団体と著作権利者5団体との間で取り決めがされているが、放送に関する著作権の処理についてはこの5団体で全てが包括できるわけではない。スポーツ中継の権利においては、区域外の再送信について有線テレビジョン放送事業者が権利処理を行っていないのが実情である。また、TSCで購入した映画の放送権についても同様に、区域外の放送については放送権を取得しておらず、有線テレビジョン放送事業者側が権利処理を行った事実は確認できていない。このように一部の著作権の処理が曖昧なまま再送信に同意することは、TSCとしてはできないと考えている。区域外の有線テレビジョン放送事業者に再送信の同意を与えた結果、TSCがこうした番組の著作権者から著作権料の支払いを求められる可能性がある。

なお、法上の判断によって区域外再送信の大臣裁定がなされた場合でも、TSCの放送番組の著作隣接権と自社制作番組が保有する著作権についてTSCが許諾をするものではなく、著作権法上の諸問題は残り、有線テレビジョン放送事業者との間で問題解決の必要がある。

エ TSCは、平成5年にも高知ケーブルテレビ株式会社からの大臣裁定を受けており、裁定の判断基準として、第104回通常国会衆議院逓信委員会(昭和61年)において政府答弁している、いわゆる「5基準」については充分承知している。今回の意見書提出にあたってTSCの同意しない理由は、「5基準」に合致しないことも承知している。TSCの放送を再送信する有線テレビジョン放送事業者によって、TSCの放送意図が阻害ないしは歪曲されることを懸念しているわけではない。また、有線テレビジョン放送事業者の経営状態や技術水準に疑念を持っているわけでもない。逆に有線テレビジョン放送事業者は規制緩和によってその事業規模を大きく拡大してきており、有線テレビジョン放送が零細な

事業であった時代には見過ごされてきた問題が今は無視できないものとなってきている。

今回、意見書として提出した不同意の理由は「5基準」には該当しないかもしれない。しかし、今後有線テレビジョン放送事業者の経営規模が拡大していくにつれ、TSCが指摘した問題がよりいっそう重大な問題となっていくことは間違いないものと考える。

オ 今回の裁定申請に至るまでの間、TSCと申請者との間でこの再送信問題について真摯に協議を行い、双方の意見を交換してきた。この問題の複雑性、重要性にかんがみ、TSCとしては慎重に対応し、今後とも協議を重ねていく予定だった。

裁定申請に当たって、有線テレビジョン放送事業者は申請理由として 法令順守を挙げている例がある。もし法令順守を行うのであれば、まず 同意無き再送信を先に中止し、その上で協議を行うべきと考える。そう したこともなく、今回一方的に協議を打ち切り、大臣裁定を申請された ことは、大変遺憾に感じている。

カ 平成19年8月9日、広島県尾道、三原地区に株式会社テレビ新広島のデジタル23チャンネルが免許され放送が開始された。その結果、当該地区において、TSCのアナログ23チャンネルとの混信が発生し、TSCの放送を受信していた視聴者が受信できなくなるという事態が発生している。国の放送普及基本計画によって、こうした事態は予測されていた。

本障害については、国のアナログ周波数変更対策上、広島県の放送事業者とは異なる広島県外の電波であり、総務大臣指定の指定周波数変更対策機関のコールセンターで一般視聴者からの受信障害報告を受けた際は、視聴者保護の対象とはしないという方針で対応が行われている。こうした方針を一般視聴者に説明している一方、同一地区の有線テレビジョン放送事業者の、見えなくなった放送の区域外再送信を認めることは、一般視聴者の理解を得られないと思われる。

今後デジタル放送があまねく普及していく中で、有線テレビジョン放送事業者による区域外再送信を認めていくと、TSCの区域外において、新たな中継局に免許が交付され、放送を開始していく度に、同様の事態が発生するのではないかと思われる。よって区域外再送信を認めることについては問題がある。

(2)協議の経過

TSCは、平成19年3月から5月まで3回にわたり、協議を行った。

3 判断

テレビジョン放送の再送信を放送事業者の同意に係らしめている法第13条第2項の趣旨は、有線テレビジョン放送事業者の再送信という行為によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されるという事態を防止し、もって放送秩序の維持を図るため、放送事業者に再送信の方法等をチェックさせることにより両者の間で調整を行わせ、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることのないよう担保するところにある。

したがって、再送信によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲される場合には、法第13条第5項の同意をしないことにつき正当な理由がある場合に該当するところ、当該放送事業者には、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されるという具体的事実を立証することが求められている。

ついては、以下において、TSCが再送信の同意をしない理由について、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実の有無を判断する。

(1) 県域免許における区域外であるため、放送責任が負えないこと等を理由 に再送信に係る同意をしないことについて

TSCの主張は、2(1)アのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

(2) 情報格差の有無を理由に再送信に係る同意をしないことについて TSCの主張は、2(1) イのとおりである。しかしながら、この主張 には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわ しめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない 正当な理由とは認められない。

(3) 著作権処理に問題があるということを理由に再送信に係る同意をしない ことについて

TSCの主張は、2(1) ウのとおりである。しかしながら、法第13条第2項の同意と著作権法上の許諾は、そもそも別の法律に基づく制度であり、裁定にあたって勘案する必要はない。著作権法上の問題は、別途著

作権法の規定に従って解決されるべきである。したがって、この主張には、 放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる 具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な 理由とは認められない。

- (4) 有線テレビジョン放送事業者の事業規模が拡大するにつれ、指摘した問題が一層重大になることを理由に再送信に係る同意をしないことについて TSCの主張は、2(1) エのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。
- (5)協議の継続を一方的に打ち切り、裁定の申請をしたことを理由に再送信 に係る同意をしないことについて

TSCの主張は、2(1)オのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。なお、中国総合通信局においては、申請後、申請者及びTSC双方に対して、当事者間による協議ではこれ以上の進展は期待できないものと直接確認している。

(6) 同一地区において有線テレビジョン放送事業者の視聴者のみ視聴可能であることが、一般視聴者の理解が得られないことを理由に再送信に係る同意をしないことについて

TSCの主張は、2(1)カのとおりである。しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。

4 結論

以上のとおり、TSCが、同社の岡山標準テレビジョン放送局の放送(デジタル放送を除く。)の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由があると認めるに足る事実は存在しない。よって、主文のとおり裁定する。